

## 原野商法

## 二次被害にもご注意ください



今月の  
御用心



埼玉県のマスコット  
「さいたまっち」

- 一. セールストークをうのみにしない。
- 二. 不審な勧誘はきっぱりと断る!
- 三. 土地の現況や登記情報などを確認する。

だまされて  
買った土地でまた  
だまされて



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の  
**消費生活相談窓口**  
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口  
につながります!

い や や!  
**TEL 188**

契約、悪質商法、製品・  
食品やサービスによる  
事故等の御相談は(市  
外局番なし188番)に  
お電話ください。